

令和5年一級建築士試験案内



https://www.jaiec.or.jp/

令和5年3月

公益財団法人 建築技術教育普及センター

令和5年試験の概要について

「学科の試験」の合格者の発表日と合否の通知の発送日が別になります。

令和5年の「学科の試験」の合格者の発表日は8月30日(水)、合否の通知の発送日は9月5日(火)の予定です。なお、「設計製図の試験」の合格者の発表日と合否の通知の発送日は、12月25日(月)の予定です。

1. 試験の構成

「学科の試験」と「設計製図の試験」が行われ、「設計製図の試験」は「学科の試験」に合格しなければ受験することができません。令和5年は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した方のうち、合格年から令和4年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の方は、本人の申請により、本年試験の「学科の試験」が免除されます。(欠席は受験回数に含まれません。)

受験申込は、「学科の試験から」の場合と「設計製図の試験のみ(「学科の試験」が免除)」の場合で異なりますので、十分ご注意ください。

2. 受験資格

詳細は、センターのホームページ(「https://www.jaiec.or.jp/」以下同様)にて確認してください。

「学歴」、「二級建築士」、「建築設備士」の3つのうち、いずれかの要件が必要です。

3. 試験日及び時間割

(1) 「学科の試験」

試験日	時間割			
7月23日(日)	9:30~9:45(15分)	注意事項等説明		
	9:45~11:45(2時間)	学科Ⅰ(計画)	20問	建築計画、建築積算等
		学科Ⅱ(環境・設備)	20問	環境工学、建築設備(設備機器の概要を含む。)等
	(45分)	休憩		
	12:30~12:55(25分)	注意事項等説明、法令集チェック		
	12:55~14:40(1時間45分)	学科Ⅲ(法規)	30問	建築法規等
	(20分)	休憩		
	15:00~15:10(10分)	注意事項等説明		
15:10~17:55(2時間45分)	学科Ⅳ(構造)	30問	構造力学、建築一般構造、建築材料等	
	学科Ⅴ(施工)	25問	建築施工等	

(注) 学科の試験で「学科Ⅰ・Ⅱ」を欠席した方は、「学科Ⅲ」及び「学科Ⅳ・Ⅴ」の受験を認めません。

(2) 「設計製図の試験」

試験日	時間割	
10月8日(日)	10:45~11:00(15分)	注意事項等説明
	11:00~17:30(6時間30分)	設計製図

(注) 「学科の試験」及び「設計製図の試験」の解答に当たり、適用すべき法令については、令和5年1月1日現在において施行されているものとします。

4. 受付

新規申込者を含めた全ての方が、原則として、インターネットによる受付となります。詳細は、センターのホームページにて確認してください。なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、別途受付方法をご案内いたしますので受付期間に間に合うよう、4月10日(月)までにセンター本部までお問合せください。

受付期間：令和5年4月3日(月)午前10時~4月17日(月)午後4時

5. 受験手数料

17,000円(他に、払込の事務手数料が必要です。)

一旦納付された受験手数料は、センターの責により試験を受けることができなかった場合等を除き、返還されません。

6. 受験票の交付

令和5年7月7日(金)頃からマイページ※においてダウンロードができます。受験票の郵送は、原則行いませんので、必ず印刷したうえで試験場に持参してください。

(※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページです。)

7. 設計製図の課題の発表

令和5年7月21日(金)頃からセンターのホームページにおいて公表します。

8. 合格者の発表日(予定)

「学科の試験」については、合格者の発表日と合否の通知の発送日が異なりますので、ご注意ください。

	合格者の発表日	合否の通知の発送日
「学科の試験」	令和5年 8月30日(水)(予定)	令和5年 9月 5日(火)(予定)
「設計製図の試験」	令和5年12月25日(月)(予定)	

■一級建築士試験は、建築士法第13条の規定に基づいて、国土交通大臣により行われるものです。試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の2第1項の規定に基づき、国土交通大臣から中央指定試験機関の指定を受けた公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。試験の概要に関して不明な点については、センター又は住所地の都道府県ごとに設立されている一般社団法人又は公益社団法人の建築士会へお問い合わせください。

試験日当日等において、勧誘、教材の販売・配布等を行う業者とは、センターは一切関係ありません。

令和5年 二級建築士 試験案内 木造建築士



<https://www.jaeic.or.jp/>

令和5年3月

公益財団法人 建築技術教育普及センター

令和5年試験の概要について

受験申込は、原則として「インターネットによる受付」のみとなります。

「インターネットによる受付」は、新規受験を含めたすべての方の受付が可能です。なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、別途受付方法をご案内いたしますので受付期間に間に合うよう、4月10日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）本部までお問合せください。

また、受験申込に必要な書類等は、「受験の区分」「受験資格の区分」によって異なりますので、事前に確認し「インターネットによる受付期間」に間に合うよう必ず準備のうえ申込をしてください。

1. 試験の構成

「学科の試験」と「設計製図の試験」が行われ、「設計製図の試験」は「学科の試験」に合格しなければ受験することができません。令和5年は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した方のうち、合格年から令和4年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の方は、本人の申請により、本年試験の「学科の試験」が免除されます。（欠席は受験回数に含まれません。）

受験申込は、「学科の試験から」の場合と「設計製図の試験のみ（「学科の試験」が免除）」の場合で異なりますので、十分ご注意ください。

2. 受験資格

詳細は、センターのホームページ（「<https://www.jaeic.or.jp/>」以下同様。）にて確認してください。

「学歴のみ」「学歴+実務」「実務のみ（建築実務7年以上）」「建築設備士」の4つのうち、いずれかの要件が必要です。

3. 試験日及び時間割

(1) 「学科の試験」

試験の種類	試験日	時間	割
二級建築士試験	7月2日（日）	9:45～10:10（25分）	注意事項等説明、法令集チェック
		10:10～13:10（3時間）	学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）
		（1時間）	休憩
木造建築士試験	7月23日（日）	14:10～14:20（10分）	注意事項等説明
		14:20～17:20（3時間）	学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）

（注）学科の試験で「学科Ⅰ・Ⅱ」を欠席した方は、「学科Ⅲ・Ⅳ」の受験を認めません。

(2) 「設計製図の試験」

試験の種類	試験日	時間	割
二級建築士試験	9月10日（日）	10:45～11:00（15分）	注意事項等説明
木造建築士試験	10月8日（日）	11:00～16:00（5時間）	設計製図

（注）「学科の試験」及び「設計製図の試験」の解答に当たり、適用すべき法令については、令和5年1月1日現在において施行されているものとします。

4. 受付 詳細は、センターのホームページにて確認してください。

受付期間：令和5年4月3日（月）午前10時～4月17日（月）午後4時

5. 受験手数料

18,500円（他に、払込の事務手続手数料が必要です。）

一旦納付された受験手数料は、センターの責により試験を受けることができなかつた場合等を除き、返還されません。

6. 受験票の交付

令和5年6月16日（金）頃からマイページ*においてダウンロードができます。受験票の郵送は原則行いませんので、必ず印刷したうえで試験場に持参してください。

（※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページです。）

7. 設計製図の課題の発表

令和5年6月7日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表します。

8. 合格者の発表日（予定）

令和5年から「二級建築士試験」と「木造建築士試験」の「学科の試験」の合格者の発表日は同日となります。

	合格者の発表日	
	「学科の試験」	「設計製図の試験」
二級建築士試験 木造建築士試験	令和5年8月21日（月）（予定）	令和5年12月7日（木）（予定）

■二級建築士試験及び木造建築士試験は、建築士法第13条の規定に基づいて、都道府県知事により行われるものです。試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定に基づき、都道府県知事から都道府県指定試験機関の指定を受けた公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。試験の概要に関して不明な点については、センター又は住所地の都道府県ごとに設立されている一般社団法人又は公益社団法人の建築士会へお問い合わせください。

なお、二級建築士試験及び木造建築士試験は、受験資格が同じで試験日が異なることから、それぞれの受験申込手続きを行うことにより、両方の試験を受験することが可能です。

試験日当日等において、勧誘、教材の販売・配布等を行う業者とは、センターは一切関係ありません。